

# 社会保険しまね



## No.787

「益田市・棚田と彼岸花」  
illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 日本年金機構からのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- 年金相談についてのお知らせ
- 島根県社会保険協会からのお知らせ

助け合い 生きる安心 社会保険

島根県の状況《速報版》(平成25年6月末)		
	厚生年金	健康保険
適用事業所数	11,623 事業所	11,386 事業所
船舶所有者数	66 事業所	—
被保険者数	男性	97,324 人
	女性	70,091 人
	坑内員	4 人
	船員	838 人
被扶養者数	—	106,659 人
厚生年金の受給権者数(25年5月末)		246,128 人
年金額25年5月末・年金額には停止額を含む		1,722億23百万円
健康保険の給付件数(6月分)		233,320件
健康保険の給付額(6月分)		29億21百万円

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。



## 日本年金機構からのお知らせ

### 厚生年金保険料の保険料率が改定されます

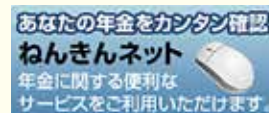
- 平成25年9月分(10月納付分)から、保険料率が**17.120%**に改定されます。  
※厚生年金基金加入員および坑内員・船員の保険料率は、別に定められます。
- 賞与についても、9月1日以降に支給する場合は、改定後の保険料率が適用されます。  
※保険料控除の計算をされる際には、ご確認ください。

改定後の保険料額表は、日本年金機構ホームページにも掲載されていますので、ご利用ください。

### 「ねんきんネット」の利用登録を！ アクセスキーのお申し込みは、年金事務所へ!!

#### 「ねんきんネット」は、こんなに便利！

- 24時間いつでも、最新の年金記録が確認できます！
- 記録がわかりやすく表示されており、「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！
- 将来の年金額が、ご自身で試算できます！
- 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの内容が、ご自宅のパソコンで確認できます！



——「ねんきんネット」は、年金加入者や受給者の方のためのインターネットサービスです——

#### ◆ご利用には、ユーザIDが必要です

IDの取得申し込み(「ねんきんネット」利用登録)は、日本年金機構ホームページから申請できます。

- 申し込みには基礎年金番号が必要です。事前に年金手帳等でご確認ください。登録後、5日程度でユーザIDがお手元に郵送されます。

「アクセスキー」があれば、利用登録がすぐにできます！！

- 「ねんきん定期便」に記載されている「アクセスキー」(有効期限は3カ月)を使って申し込むと、インターネット経由で、ユーザIDをすぐに取得できます。

★詳しくは、日本年金機構ホームページの「ねんきんネット」をご覧ください。

「アクセスキー」の発行は、最寄りの年金事務所でも行っています。窓口にてお申し込みください。

※基礎年金番号および本人確認ができるものをご持参ください。

#### お問い合わせ

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」(ナビダイヤル)

TEL 0570-058-555 ※050または070で始まる電話からは TEL 03-6700-1144

【受付時間】

月～金曜日 / 9:00～20:00  
第2土曜日 / 9:00～17:00

### 社会保険委員等研修会のご案内

年金委員・健康保険委員および社会保険事務担当者の方々を対象に、次のとおり研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしています。

地区	開催日	時間	会場
松江	11月27日(水)	13:30～16:20	くにびきメッセ(多目的ホール)
出雲	11月19日(火)		ニューウェルシティ出雲(牡丹)
浜田	11月26日(火)		いわみ〜る(401研修室)

★研修内容、および申し込み方法については、別添のお知らせをご覧ください。



## 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

### 出産手当金について

出産手当金は、被保険者の方(任意継続被保険者の方を除く)が出産のために仕事を休み、事業主から給与が受けられない場合に、一定の期間を対象として支給される制度です。

#### 支給要件について

次の2つの要件をともに満たしているときに支給されます。

- ① 出産のために仕事を休んでいること
- ② 給与の支払いがないこと

休んだ期間に対する給与の支払いがないこと。ただし、給与の支払いがあっても、その額が出産手当金の額よりも少ない場合は、差額が支給されます。

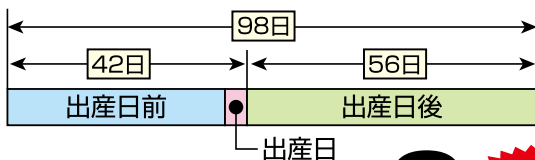


#### 支給期間について

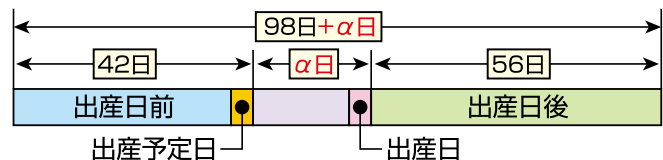
出産日(出産が出産予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間で、支給要件を満たしている期間について支給されます。

なお、「出産日」の定義については、妊娠4か月(85日)以上であれば、死産・流産の場合も含みます。

##### ● 出産予定日以前に出産した場合



##### ● 出産予定日より遅れて出産した場合



**POINT** 出産予定日より遅れて出産された場合は、産前産後の98日にプラスして、その間のα日も支給されます。

#### 支給金額について

1日について標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。  
ただし、給与の一部が支給されている場合には、出産手当金との差額が支給されます。

#### 傷病手当金との調整について

出産手当金の支給期間中に傷病手当金も受けられる場合には、出産手当金の支給が優先されるため、傷病手当金は支給されません。既に傷病手当金が支給されている場合は、出産手当金の内払いとみなして、その額分だけ出産手当金が調整されます。

#### 退職後の出産手当金について

被保険者が退職した場合でも、次の2つの要件をともに満たしていれば、引き続き支給を受けることができます。

- ① 退職日までに、1年以上継続して被保険者期間があること(任意継続被保険者期間は除く)
- ② 退職時に、出産手当金の支給を受けているか、受けられる状態(出産日以前42日目加入期間であり、かつ、退職日に出勤していないこと)であること

#### 申請方法について

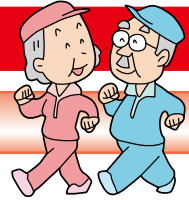
「出産手当金支給申請書」に必要事項を記入のうえ、勤務状況・賃金支払状況に関する事業主の証明と、医師または助産師の意見を記入してもらい、協会けんぽまでご提出ください。

##### 主な添付書類

- ・初回申請時には、出勤簿又はタイムカードのコピー及び賃金台帳のコピー(請求期間+その前1か月)
- ・役員等で出勤簿や賃金台帳がない場合は、役員報酬を支給しないこととする役員会議事録のコピー

【手続きに関するお問い合わせ先】 協会けんぽ島根支部業務グループ TEL 0852-59-5144

# 出張年金相談についてのお知らせ



## 出張相談所の開設 10月～11月

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

地区	会場	相談日		時間	
松江	奥出雲町 仁多庁舎	10月4日(金)	11月1日(金)	10:00～15:30	
		10月18日(金)	11月15日(金)		
	雲南市	木次総合センター	—	11月27日(水)	10:00～15:30
	隠岐の島町	隠岐の島町ふれあいセンター	10月10日(木)	11月13日(水)	13:00～16:00
			10月11日(金)	11月14日(木)	9:30～12:00
	海士町	海士町役場	—	11月28日(木)	9:30～12:00
西ノ島町	西ノ島町中央公民館(浦郷)	—	11月27日(水)	13:00～16:00	
出雲	大田市	大田市役所	10月23日(水)	11月27日(水)	10:00～15:00
	益田市	益田市民学習センター	10月22日(火)	11月26日(火)	10:00～15:00
	川本町	川本庁舎	—	11月7日(木)	10:00～15:30
	津和野町	津和野町民センター	10月25日(金)	—	10:00～15:30
	吉賀町	柿木庁舎	—	11月15日(金)	10:00～15:30

※年金相談についての注意事項は、毎月の納入告知書に同封します「日本年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

### お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

## (一財)島根県社会保険協会からのお知らせ

(当協会は、会員事業所の皆様に納めていただく会費で、全ての事業を行っています。)

### 社会保険実務基礎講座がプラバホールでスタートしました。

7月号でご案内しましたが、事業所担当者の方々から定員を超える申込みを頂き、去る9月4日の開講式を皮切りに、1月までの5ヶ月にわたる講座が始まりました。

### 「社会保険の事務手続」(平成25年度版)はお手元にございますか？

今年度からA4判になり、松江・出雲・浜田の各年金事務所が開催されました「社会保険事務説明会」で出席者の皆様にお配りしました。

この説明会をご欠席になりました事務担当者の方は、各年金事務所の窓口にあります申込用紙で申し込み頂きますと、当協会から送付させていただきます。

なお、各事業所1冊としておりますので、2冊目以降をご購入頂く場合には直接当協会にご連絡ください。

また、26年度からは会員事業所の皆様向けの冊子として、別途お申し込み(26年4月頃の予定)を頂いた上で、1冊ずつ郵送する予定としておりますのでご承知置きください。  
(会員事業所以外の方には、別途ご購入いただける様検討しています。)

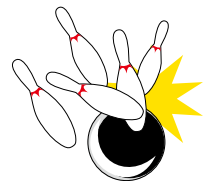


### 冬期助成事業(ボウリング・スケート・温泉利用など)は12月1日開始です。

助成事業の対象は、25年度の社会保険協会費を納めていただいております会員事業所の被保険者・被扶養者の皆様です。

なお、**スキー場リフト券の助成は、今年度から、お一人様1回限りとさせていただきます**ので、ご注意ください。

11月下旬には利用券を発送しますので、会費の納め忘れが無いか今一度ご確認いただき、納め忘れであれば早急に納めていただきますようお願いいたします。



社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報は  
[こちらから!](#)

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

◆社会保険しまね 通巻787号◆ 発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部  
2013.9.20発行 ※次回の発行については平成25年11月を予定しています